11.22通信

1979年 6月29日
第17号
1部100円＋カンパ
年6回発行
振替口座
大阪4649・摂津富田教会

発行所
「11・22在日韓国人留学生・青年不当逮捕者を救援する会」
大阪府高槻市富田町3－7－25
摂津富田教会（〒569）
電話 0726－96－2562

◉韓国政府は22名の留学生らを全員即時釈放せよ！
◉日本政府は22名の留学生らの人権回復に努力せよ！

徐俊植氏再収監1周年糾弾

"政治犯"全員の完全釈放を！

昨年五月二十七日、在日韓国人政治犯徐俊植氏（31）＝京都市＝に対し、韓国当局は七年の刑期が満了したにもかかわらず非転向を理由に「社会安全法」を適用し再投獄するという暴挙に踏み切った。救援会・各界を震撼させたあの悪夢のような日からまる一年が過ぎ、各地で「一周年」を糾弾する集会やデモが連続して展開された。救援グループ・市民らの一致結束した抗議行動は、徐俊植氏救援を見据えつつも、来る八月二十三日に刑期を終える閔香淑さん（28）＝李哲氏夫人＝を初めとして、本年末より来年にかけて次々と刑期満了を迎える「11・22事件」拘束者の完全釈放をかちとる大きなうねりを巻き起こすことに照準を定めている。

一方、韓国では欺瞞にみちた「スパイ事件」摘発が相次ぐ中、カーター米大統領訪韓が発表されるなど、日米韓の枢軸再編の動きも急ピッチで進行している。このように在日韓国人「政治犯」救援の前途は必ずしも平坦でない。しかし間断なき地道な救援運動の積み重ねこそが、われわれの友人を取り戻す唯一にして最良の方策であることを銘記せねばならない。

全員をこの日本に取り戻すまで、共に手を携え頑張ろう！

怒り新たに連続行動

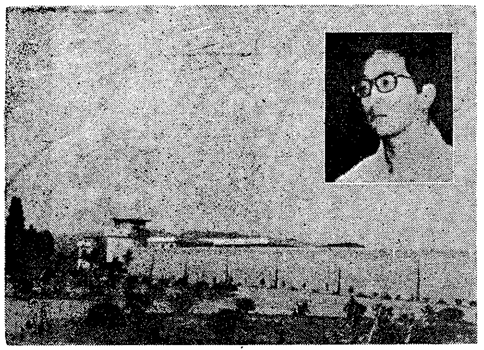
徐俊植氏と清州保安監護所

昨年五月二十七日、早朝の全州矯導所前で「釈放」を今や遅しと待ち構えた家族・救援会員らを無視して、徐俊植氏は強制的に大田矯導所へと再収監された。

「社会安全法」の"保安監護処分"は、本人の"改悛"が認容されるまで、二年を一区切りとして永久拘束を可能とする稀代の悪法だ。

在日韓国人政治犯として初めてこの処分を適用された徐俊植氏は、現在、新設なった清州保安監護所に再び移監され、日夜転向強要にさらされている、という。

しかし、"ほぞ"を噛みしめて「捲土重来を期せ！」という昨年の5・27の叫びは、今も生きている。

【東京】

去る五月二十六日、桧町公園において「徐俊植氏再投獄一周年糾弾！」の集会とデモが行われ、救援会員、市民、労組員ら約三百人が結集した。主催は「全国会議」と「家族・僑胞の会」。

韓国大使館へのデモは終始整然と行なわれたが、大使館前で突然警備の機動隊が無抵抗の市民らに襲いかかり、女性二名を含む五名を不当逮捕するという許すべからざる暴挙を行った。日韓両権力層のゆ着がはからずもここにきて明らかになった、といえる。

その後、救援会・弁護士の執拗な抗議が繰り返され、六月四日までに全員の釈放をかちとった。

五月二十七日には、「〈徐君兄弟を守る〉文学創造者と読者の会」主催の抗議集会が、千駄ケ谷区民会館で開かれ、約百五十名が参加した。

同集会では、徐兄弟をモデルにした長編小説「見果てぬ夢」を先頃脱稿した、作家李恢成氏の講演が行われた。

また、「情報連絡体制と渡韓体制の強化を目的とした体制づくりをめざす」という、在京の個別救援会五団体が連署した共同声明が発表され、注目を集めた。

さらに二十八日には、二十六日の集会、デモと同じ主催団体による抗議集会が、千代田区の全電通会館で開かれ、約六百名が集まった。

主催者の『全国会議』代表宮崎繁樹氏は、「内政干渉論を打破し政府に政治犯の人権救済を迫ろう！」と訴えた。また、『家族・僑胞の会』の金泰明事務局長は、「家族を今秋国連に派遣する行動に協力を！」と呼びかけた。

【大阪】

去る五月二十五日、「11・22救援会」主催の集会とデモが東区の浪花教会で行なわれ、約百五十人が結集した。

主催者を代表して桑原事務局長は、「徐俊植氏に対する攻撃は、"11・22"の拘束者はもとより、在日韓国人『政治犯』すべてにかけられた攻撃である」と強調した。

引き続きデモが行なわれ、南区の韓国領事館前では、怒りも新たに抗議文が読み上げられた。

さらに五月二十九日には、「家族・僑胞の会」主催の集会が、北区中之島の中央公会堂で持たれ、約六百名が参加した。

冒頭、アムネスティ日本支部前理事長の西村関一氏が、「ビザは未だ下りていないが、必ず徐俊植君に再会するという意志に変わりはない」と、老齢にもかかわらず救援に賭ける決意を明らかにし、参加者に深い感銘を与えた。

◇　◇

五月二十七日、東京千代田区の労音会館で、「徐兄弟を救う会」（事務局・京都）主催の記者会見が持たれ、哲学者古在由重氏ら著名人六十余氏が署名した「アピール」が公表された。

また、同会見では、国会議員百五十一名の連署した、朴大統領あての「要望文」も発表された。

同三十日、日本弁護士連合会（江尻平八郎会長）は、徐俊植氏釈放のために適切な措置を講ずるよう求めた「要望書」を、日本政府に提出した。

この要望書は、既に同会の理事会で承認されていたもので、徐氏の釈放と彼に対する拷問の禁止を、国連関係機関を通じて韓国政府に申し入れるよう、日本政府に対して要請したものである。

『徐君兄弟を救うために』
B5判　20P　¥200
＝徐兄弟の手紙などを収録＝
京都市下京区仏光寺通堀川西入
西村気付「徐君兄弟を救う会」

▼カーター訪韓▲ 人権抑圧を容認

カーター米大統領の韓国訪問が東京サミット後の六月二十九日と決定したことを受け、韓国の民主化グループや日本の野党・市民団体・救援会から一斉に反発と抗議の声があがっている。

今回の訪問は、「コリア・ゲート事件」等で過去二年間こじれ切った米韓関係の再修復を図ろうとする一連の動きに、仕上げ的意味あいを持つといわれている。

しかし、「人権外交」を旗印にする米大統領が韓国訪問に踏み切ったことは、結果的には現政権の強圧的な「維新体制」を是認することにつながる。

韓国当局は、この"お墨付き"を持って、今後は国内民主化勢力への弾圧に拍車をかけてくることが予測される。その際、在日韓国人「政治犯」にも転向強要の激化や処遇悪化となって撥ね返ってくることが考えられる。

韓国では、去る五月一日、金大中、尹潽善、咸錫憲の三氏が声明を発表し、「過去、米大統領が韓国訪問後、朴政権がそれを独裁の合理化に最大限利用した事実をわれわれは記憶する。今回の訪問が韓国の民主主義と人権に対して徹底的な打撃となることを心配する」と訪韓反対を鮮明に打ち出した。

日本でも二十二日から二十四日にかけて、「カーター訪韓反対」を訴え、在京の五個別救援会が呼びかけ、東京・数寄屋橋で五十時間のハンストが行われた。

◇　◇

外電の伝えるところによると、去る六月二十五日、米議会の有力者E・ケネディ上院議員は本会議において「カーター訪韓」に批判的な演説を行った。同氏はこの中で、韓国の政治犯三百五十九人の名簿を公表し、政治犯の即時釈放を要求した。なお、この名簿には「11・22事件」関連者を中心とする在日韓国人政治犯ら、約二十人も含まれている。

断鎖

「呉泰安が処刑された」。五月二十八日深夜、「台湾の政治犯を救う会」の友人は電話でそう告げた。その瞬間、私は目眩みを感じた。約一カ月前、軍事法廷でわずか一回の審理で死刑が下された呉泰安氏（54）の救援を友人から要請され、私も"処刑中止"の電報を打った矢先であった★日本では中国について語る人は多いが、酷烈な台湾の現況を説明できる人は皆無である。半世紀に及ぶ日本統治の軛（くびき）から解き放たれた台湾は今度は大陸から敗走流入した蒋親子の独裁体制下に組み込まれた。「共匪・大陸反攻」を国是とする蒋政権は、国民党一党支配のもと三十年間戒厳令を布き、人権抑圧と収奪をほしいままにしている。その弾圧の手口は友邦韓国のそれと酷似している。「反政府」は萌芽する前に徹底的に圧殺、気にいらない者は全て「スパイ」と断罪される。約一万人近い政治犯が今なお獄舎に委ねられ、その待遇も劣悪だ。二十五年間拘禁され、身許引受人がいないと再び拘束された老政治犯もいる。昨年末の米中国交成立後、台湾は国際政治潮流から外された。その孤立感が一層国内弾圧に拍車をかける要因となっている。★このような世界にも稀有な情報ファッショ体制下にもかかわらず、近年台湾にも民主化を希求する声が激しくなってきた。無党派の大物政治家余登発氏（77）は、その声に支えられ表舞台に登壇する直前、呉泰安氏とのからみで逮捕された。「呉は余登発を追い落とすための道具だ。だから彼は殺された」。友人は沈痛な面持ちで語った★この事件で日本の責任も明らかにせねばならない。帰化日本人の林栄暁さんも無期を宣せられたが、政府は知らんふりだ。政府だけでなく自ら進歩的と称する知識人や運動層の無知や怠慢も責められるべきだ。六十万の日本人が買春観光に狂奔し、台湾ロビーの派手な暗躍だけが日本と台湾の国交なのか！★受話器の向こうで、一人の「政治犯」を失った悲しみを友人は懸命にこらえていた。低く唸るような嗚咽が洩れてきた。

元在日政治犯 金栄作氏 再入国の経過判明

前号で既報のように、刑期を七年余り残し昨年十一月帰日した元在日韓国人「政治犯」金栄作氏（38）の韓国出国と日本入国までの経緯が、先頃消息筋により明らかにされた。

それによると、金氏は昨年五月十四日（旧暦の釈迦生誕日）、刑の執行停止措置で出獄。八月四日ソウルの日本大使館に『日本在住の妻と同居したい』との理由で入国査証の発給を要請した。

これを受けて外務省と法務省は協議の結果、申請より約三カ月後の同年十月二十七日、「一年間の日本在留を認める」決定を行ない、直ちに本人へ通知した。政府筋では日本入国を認容した理由として、金栄作氏が出入国管理令第五条（注1）に定める上陸拒否事由に該当しない、という判断を示した。

金氏は、ICU（国際キリスト教大学）を経て東大大学院で博士号を取得。一九七三年ICU助教授に任用された。そして、学会出席のためソウル訪問中の七四年四月、KCIAに反共法、国家保安法違反で逮捕され、七六年一月韓国大法院で懲役十年が確定していた。

なお、在日韓国人「政治犯」で日本に戻されたのは昨年五月の元"死刑囚"金達男氏（36）の例がある。金達男氏も"一年の在留期間"（注2）という付帯条件が付けられていたことから、現在では既に日本を出国しているのではと推測されている。

（注1）「出入国管理令第五条第一項第四号」。日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役もしくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者。但し政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。

（注2）昨年十二月十四日の対政府交渉時に法務省は、この「一年の在留期間」について、"以前の在留権（協定永住権）を復活することはできないが、一年ないし三年と在留期間を更新し一般永住に近づけていくのは何ら問題がない"、と言明している。

救援カンパを！

在日韓国人「政治犯」救援運動も、今秋ではや四周年を迎えようとしています。

私たちは、もうこの「四周年」に向けて、かってない大きな救援のうねりを作り出す決意で着々とその準備を進めています。

私たちの友人を全員取り戻す、この困難な救援課題の実現へ皆さま方のご支援を強く要請するものです。救援会の財政状況は現在危機に瀕しております。この最も重要な時期に通信の定期刊行も、経済的理由で滞りがちです。今一度、どうか無理をご承知で、カンパをお願いするものです。ぜひ！（送り先き、郵便振替 大阪4649、摂津富田教会）

5.26、韓国大使館に向うデモ隊

クリスチャン・アカデミー事件、統革党再建事件

KCIA 相次ぐ「政治犯」ねつ造

国際的規模の救援を！

「四・一九学生革命記念日」の前後、韓国治安当局は、ここ数年来最大規模の「弾圧事件」を相次ぎ発表した。このデッチ上げられた「クリスチャン・アカデミー事件」と「統一革命党再建事件」は、過去処刑者八名を出した「人革党事件」（七四年）や死刑確定者三名の「11・22事件」（七五年）同様、「反共法・国家保安法」が拘束者十四名に適用され各々極刑・重刑が予想される。このため、韓国のキリスト教関係者や民主グループを初め、日本、ドイツ、アメリカ等で一斉に抗議と救援を呼びかける声があがっている。

去る四月十六日、韓国中央情報部は、「クリスチャン・アカデミー」の農村、社会、産業部門の主要スタッフ六人を含む八人（うち一人は身柄不拘束）を反共法違反で逮捕・送致したと発表した。容疑事実は、例のごとく「北の書籍」を読み「社会主義国家の建設を企図した」というもの。またKCIAは、物証としてラジオ、旅行鞄、洗面器等をあげているが、このことは「11・22事件」のように容疑が拷問や脅迫による虚偽の自白のみによって構成されていることを示している。この発表に先立って、韓国クリスチャン・アカデミーの関係者は、「三月初旬より同アカデミーの幹事、大学教授、農民運動指導者、労組活動家ら約四十人が、連続してKCIA第五局（共産主義取締部門）に連行され、家族との面会も拒否されている。近日中にも"事件"がデッチ上げられる」とのアピール文を事前に発表していた。

一方、四月二十日、治安本部は、日本在留の池禎官氏（39）＝英国「カメラ・プレス社」駐日特派員・東京都江戸川区南小岩＝を含む七人を、「反共法・国家保安法」違反の「間諜」として摘発・送致したと発表した。容疑は、「北の指令により、韓国内に統一革命党再建のため、大学の指導サークルを通じて働きかけた。」「月刊誌"農園"を通じて共産主義を宣伝した」等。池特派員については、既に東京の在日外国特派員協会が四月十七日記者会見し、逮捕の事実を公表していた。

◇　◇

両「事件」発表後、韓国内や日本で抗議や救援行動を訴える声が相次いでいる。

まず韓国では、「クリスチャン・アカデミー」が対策委員会を発足させたのを皮切りに、韓国民主化回復の主導的役割をはたしているカトリック教会が一斉に声明を発表、デッチあげに反発している。

日本では、四月二十三日、「統革党事件」の主謀者の一人として拘束された池禎官氏の夫人が、東京有楽町の日本外国特派員協会で記者会見を持ち、夫の無実を訴えた。

二十四日にも同所で、「韓国問題キリスト者緊急会議」と「日本カトリック正義と平和協議会」の合同記者会見が行われ、「民主化運動弾圧のためアカデミー事件がデッチあげられた」と今後の救援を訴えた。

また、五月十日には「韓国クリスチャン・アカデミー関連事件を考える緊急会議」主催の記者会見が、東京永田町衆議院第二議員会館で持たれ、宇都宮徳馬代議士や宮崎繁樹全国会議代表が出席し、「拘束者全員の即時釈放とカーター大統領は訪韓を中止すべきである」との声明を発表した。

「アカデミー事件」のため五月末より韓国を訪れていた、西独プロテスタント教会の元議長クルト・シャルフ氏(78)は、六月八日、帰途東京に立ち寄り、新宿のキリスト教会館で記者会見を持った。

解説

両「事件」の拘束者のほとんどが韓国の労働・農民運動の指導的立場にある学者、活動家たちである。ここ数年来経済・農業政策のひずみや弊害が韓国社会の各部門に徐々に露わになるにつれ、対抗して激化する一方のこれらの運動の瓦解と圧殺が、この二つの「事件」デッチ上げの主要な狙いであることは明らかだ。

当局の発表によれば、書籍（韓国内発行）を読んだことが"アカ"（反共法）になり、外国特派員として取材したことが"スパイ"（保安法）と断定されている。「11・22事件」と寸分違わぬ論法である。陰惨な拷問により自白が強要されている、と事件前後三回に亘ってもたらされた「拘束者家族の書簡」やT・K生（「世界」七月号）らが厳しく指弾している。

もう一つの狙いも指摘されよう。「アカデミー事件」の関連者は全員クリスチャンである。このことから、在野最大の抵抗勢力である宗教界にも、従来のように「緊急措置九号」ではなく、国事犯としてより重罰を規定している「反共法」の積極的適用を、当局は今後も打ち出してくるだろう。

宗教者にも"アカ"攻撃をかけてくるという、当局のなりふり構わない方針は、常軌を逸しているとしか言いようがないが、ことほどさように現韓国の執権層の立脚している基盤は脆弱で危機的状況にあるといえる。

5.10国会記者会見、左端は宇都宮代議士

「クリスチャン・アカデミー事件」拘束者氏名

▽李佑宰（43、クリスチャン・アカデミー農村部門幹事）▽韓民淑（35、同女性部門幹事）▽黄韓植（31、同農村部門幹事）▽蒋尚煥（28、同農村部門幹事）▽辛仁羚（36、同産業部門幹事）▽金世均（32、同産業部門幹事）▽鄭昌烈（42、漢陽大助教授）

「統革党再建事件」拘束者氏名

▽林東圭（40、高麗大労働問題研究所部長）▽金在勛(51)▽池禎官（39、英国「カメラ・プレス社」駐日特派員）▽朴玄採（45、忠南大講師）▽楊貞圭（54、韓国農業近代化研究会理事）▽朴東煥（42、酒店経営）▽朴東錫（45）

【注】「クリスチャン・アカデミー」

戦後ドイツのプロテスタントによって創始された、キリスト精神に基づく社会奉仕団体。ドイツを始めヨーロッパ諸国、アジアでは日本、韓国、インドネシア等に設置されている。

韓国ではソウルに本部が置かれ四十名のスタッフが、労働、農業、婦人問題を研究していたが、今回の事件でその全活動が停止した。

ソウル拘置所面会室

部屋の大きさは三・五米×二米。壁は漆喰。全体に薄暗い。中央に約三cm厚のプラスチック製の仕切り板があり、二cmほどの無数の穴。面会者の方にも金網が付けられている。

受刑者は白のチョゴリ（上着）パジ（ズボン）姿で、夏以外はタオルをまいていることが多い。手錠は手首が革製と金具の二種。

面会は両者とも立って話すのが特徴で、ブザーは三分置きに鳴る。

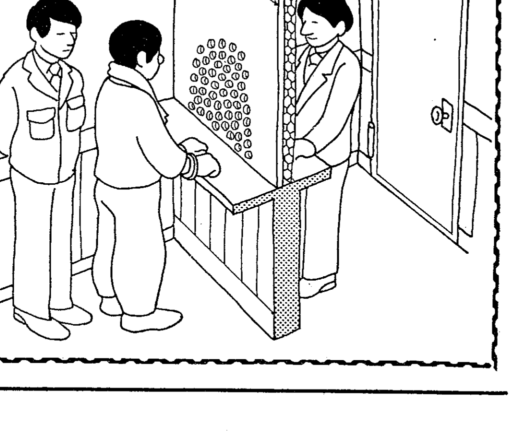

▽韓国の全政治犯に△ 救援の手を！

「両事件」捏造は KCIAの仕業

「アカデミー事件」（四月十六日、KCIA発表）と「統革党再建事件」（四月二十日、治安本部発表）は、異なる日に異なる団体によって発表されたとはいえ、この二つの「事件」の底流にあるのは同一根から派生したものである。

例えば、「アカデミー事件」の"主犯格"李祐宰氏は六三年の『統革党事件』と"関連"しているとされたり、今回の「統革党再建事件」の林東圭、朴玄採、楊貞圭氏らも初めは「アカデミー事件」の関連者としてKCIAに拘束されていた。

すなわちKCIAは、当初両「事件」を一つの「事件」としてデッチ上げようとしたが、クリスチャン・アカデミーの関係者から事前に「事件」をスッパ抜かれ、予想外の反響が世界各地で澎湃と起こったため、急きょシナリオを組み直し、二つの「事件」に仕立て上げたのではと思われる。

更にその"根拠"をあげよう。

「統革党再建事件」を発表した「治安本部」なるものは、韓国警察庁の管轄だが、かつてこの種の「事件」造作に登場したことは皆無であった。ある意図をもって、名称だけ使用されたのであろう。

また、「統革党再建事件」発表時に記者団に配布された「報道参考資料」には、被疑者の氏名と容疑を○枠に表記した人脈別の系統図が出てくる。これなどは、KCIA第五局が最も得意とする"作図法"で、「11・22事件」の際にも全く同じものが発表されている。

頭隠して尻隠さず、だ。

両「事件」は、並行捜査したKCIAが捏造したことは疑いを挟む余地はない。

なぜ両「事件」が一つの「事件」であることを強調したかというと、現在韓国、日本、ドイツ、アメリカなどで起こっている救援運動が「アカデミー事件」の方により比重を置いているからだ。事実、韓国内で発表された民主グループや教会の声明などにも、「統革党再建事件」に触れているものは見当らない。両「事件」の分断は、治安当局の思うツボである。

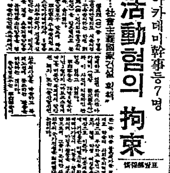

「反共法・保安法」事件も救援対象に！

われわれはそのような動きに深い憂慮を覚える。この「事件」の関係者は、当局による専断的恣意で"スパイ"という呼称を付加されたがため、相変らず過去の例のように、"救援"の枠外に追いやられるのだろうか。

かって韓国の民主グループは、「（"スパイ事件"を取り上げることは）危険が大きく、また事実関係の把握も困難だ」との言葉に代表されるように、これまで「11・22事件」を始めとする在日韓国人政治犯事件や韓国内の「反共法・保安法」がらみの事件には一様に沈黙し、消極的姿勢に終始してきた。

韓国内の苛酷な弾圧体制下、日夜血を吐くような闘いを先頭になって担ってきた民主グループの状況は、生半可な理解を超え、想像を絶するものがあろう。

それゆえ、われわれも彼らの判断を尊重し、事件の性格上、民主グループに対しても必要以上の接触を敢てしなかった。

しかし、以前に比してこれらの問題に関して少々事情が変ってきているのも事実である。

例えば、七四年にデッチ上げられた「人革党事件」は、「反共法・保安法」が適用されているにもかかわらず、最近韓国内で被疑者家族や在野の民主人士によって公然と見直しが叫ばれている。

また、民主グループの中では最も信望が厚いといわれる金大中氏は次のように述べている。『共産主義者でない者を反共法でぶち込んで、その法を悪用していることにかねてから憤りを禁じえなかった。中略―。刑務所で胸に赤い札（反共法、保安法違反囚を示す）を着けた者とすれ違うと、私でさえ会釈を返していいかどうか戸惑った。本当のスパイなのか、共産主義者でない者がデッチ上げられているのか分からないからだ。彼らはわれわれよりずっとひどい二重三重の負い目を負わされている。』（"金大中氏手記"朝日新聞、七八年十二月三十一日付より）。金大中氏でさえ、このような認識にたち至っていることは、注目すべきことだ。

さらに付け加えるなら、今回の「アカデミー事件」に対して「反共法」適用に踏み切ったKCIAは、近い将来なし崩し的にその枠を拡大し、韓国内の民主グループに対しても、「国家保安法」や「間諜罪」の攻撃をかけてくることは十二分に予測しうる。

以上のような諸状況を踏まえて、われわれは、韓国の民主グループに対して、この両「事件」を別個のものとしてとらえるのでなく、T・K生も主張しているように、運動全体に向けられた一つの攻撃として取り組まれることを切に望みたい。

また、今回の「統革党再建事件」で、クリスチャン・アカデミーのプログラミングに参画した彼らの仲間である学者グループが捕えられていることから、KCIAのいう"スパイ"や"国家転覆"の実態が、韓国の民主グループにも具体的に理解しえたのでは、と思う。

在日「政治犯」事件の再考を！

さらに、いま一度、いわゆる在日韓国人「政治犯」問題を含む"スパイ事件"取り組みへの再考も併せて促したい。

数年前、「11・22救援会」は、海外のある有力機関に"救援"を依頼する書簡を送った。暫くしてきたその返事には、「現政府に果敢に抵抗する韓国の反体制層に、（死刑確定者が六人もいるという）"大事件"の情報提供を要請したところ、彼らは『分からない』といってきた」、と。

この時われわれが味わった悔しさを、もう一度繰り返して欲しくない。

今こそ全政治犯の救援を！

無関心や沈黙は、結果的にはその事実を容認することにつながるのを、われわれは知っている。

韓国の民主グループにとっては一つの試練であるかもしれないが、もはや好むと好まざるにかかわらず、ルビコンの河は渡らねばならない。

来る七月には、この二つの「事件」の裁判が開始されるであろう。

われわれも、できる限りこの裁判を監視し、両「事件」支援の態勢を組んで行かねばならない。

日韓連帯の紐帯を真に強靱にするためにも。

（QN生）

（カットは、アカデミー事件を伝える東亜日報の記事）

救援バザー大盛況！

振替え休日の去る四月三十日「在日韓国人〝政治犯〟支援大バザー」が大阪市北区のPLP会館で開かれた。渡韓費用の捻出と、救援運動を広く市民に理解して貰うというこの試みは、予期以上の大成功を収めた。バザー参加者はのべ一〇〇〇人以上、当日の総売上げは一三〇万円を超え、終日〝救援フェスティバル〟は大盛況であった。これは、救援運動が四年目に入り、いままで蓄積された地道な諸活動が、市民の間に深く根を下していることを示したものである。〝大バザー〟を主催した「実行委」はもとより、救援グループでは、バザーの成功をテコに更に粘り強い救援運動を！と意気込みを強くしている。

「11・22救援会」が提唱したこのバザーは、初めての試みということもあって、実現まで様々な困難を伴った。

宣伝用のチラシは三週間前にできたが、肝心の物品収集は十日前からやっと稼動。ポスターにいたっては一週間前に刷り上がるというテイタラクであった。

加えて、統一地方選の真最中のため、労組の支援が余り期待できず、「本当にできるのだろうか」の弁は「バザー実行委」ならずとも飛び出してくるというものだ。

しかし、四、五日前から救援会員らの眼の色が変わり、急に熱気を帯びてきた。

各団体の機関紙や新聞に掲載されたことから、「荷物を取りに来て欲しい」という電話が相次いだ。物品集めに狩り出された車両は、小型トラックを含めのべ十数台に達し、開催前夜、会場設営に集まった人員だけで約八十名。この中には、救援会員だけでなく、「女性問題」を追求する婦人グループや堺の電話交換手の仲間を含む多数の市民らも加わった。

そして運命の四月三十日。

食堂部門は早朝から炊き出しに躍起となり、物品部門は前夜に引き続き生鮮品を中心とする最後の物品搬入に大わらわ。

開始の十時五分前には、五階のさしもの広い会場も、うず高く品物が積まれ立錐の余地もない。

品物の一部を列記すると、ステレオ、テレビをはじめとする電化製品一式。タンス、机、本箱、応接セット等の家具、調度品。米、肉、野菜、果物、乾物等の食料品。男女礼服からおむつにいたる各種衣料品。十数点の時計をはじめとする人形、壁かけ、スタンド等の装飾品。石けん、かん詰の贈答品等の日用雑貨品。それに、書物が数千冊。その他、陶器、靴なども。

午前十時。降りしきる雨をついて、近所の主婦ら約五十人がどっとなだれ込み、一気に活況を呈した。

4.30PLP会館バザー会場

食堂部門も開かれ、トック（朝鮮風雑煮）、焼肉弁当、から揚げ、おにぎり、オードブルが飛ぶように売れる。珈琲、紅茶、ビール等の飲物の注文も。昼過ぎには、目玉のキムチ（三十キロ）とソウルで仕入れた物産品がはやばやと売り切れるなど、売上げも順調に伸びた。

また、買物の途中で、留学生らの収監地を記した韓国の地図や写真に見入る人も多く、救援運動のパンフ類もかなりの売れ行きを示した。

このように、ひきもきらない人々の熱気に包まれる中、〝救援大バザー〟は、終日賑わいを続けた。

そして、午後六時には無事終了し、七時から、バザー運営に携わった約百二十人でささやかな慰労パーティーが開かれ、長い長い一日にピリオドを打った。

■催し会場■ 講演に人気

午後には四階の催し会場で〝バザー〟のもう一つのメインである救援のための「催しもの」も始まった。

まず、康宗憲、金元重氏らのスライドや韓国の八ミリ映画が上映された。

また、小林隆二郎さんらのささやかなミニコンサートには、約百五十人が集まった。

そして最後には、先にソウルを追放された毎日新聞の前田康博氏の講演が行なわれた。前田氏は、特派員時代の貴重な体験談をまじえながら、「韓国」をめぐる様々な問題点を指摘し、参加者に深い共感を呼んだ。**（写真は、前田特派員の講演楽会）**

対日本政府行動報告集

救援に新たな地平拓く

全国の救援会は、昨年11月・12月に「政治犯」の人権救済を求めて対政府交渉を展開したが、このパンフはその時の記録である。

往々にして、記録・報告集の類いはその筋の専門家でないと一般には難しすぎて無味乾燥としか映らないものだ。

しかし、このパンフはお世辞でなく無条件に面白い。面白いと言うと不遜だという声があるかも知れないが、とにかく必読の価値は十分だ。

救援会・家族が外務省・法務省と延々と遣り合う場面がある。〝テープ起し〟なので臨場感は満点だ。

「救援運動とは？」と問われたら、七面倒臭い説明よりは、この箇所を読んで貰った方が余程よく理解できるだろう。

下手な言質は絶対に取られまいとする外務省のお歴々に対時して、何とかその重い腰を上げさせようとする救援会側の悲壮なまでの熱気が紙背から噴出してくるようだ。

具体的な〝成果〟を一つ記す。「政治犯」の再入国と在留資格について当初法務省は、「その場にならないと判らない」であった。次には「出来るだけ善処する方向で」。

それが昨年の交渉では、法務省はその件で「会議」を持ち、救援会側と臨んだ。

そこでは、「（申請されれば）再入国は無条件で認める。（資格についても）永住権の回復は無理だが、更新を重ねて実質的には以前と変りないようにする」との判断を示した。

そのような経緯が、このパンフには余すところなく記されている。

いまや〝救援運動〟の根幹となった「対政府交渉」は、他の運動体にも関心の的となっているが、この報告集はその経過と内容を細部に至るまで初めて公表した注目すべきパンフである。

B5判、124P、¥1,000
〒160、申し込みは「大阪連絡会」か「11.22救援」会まで

◆◆お礼のことば◆◆

在日韓国人「政治犯」支援〝四・三〇救援大バザー〟は、皆さま方のご支援とご助力のおかげをもって多大な成果を収めることができました。

とりわけ、貴重な物品を提供して下さった方、バザーに参加された方、会場運営に協力して下さった方、その他、物心両面にわたって援助を惜しまれなかった多くの皆さまにあらためて深く感謝するものです。

つきましては〝バザー〟の収益金は当初のお約束通り、一部は「東一紡績支援」のカンパに、残りは韓国の獄中で一日も早い救援を待ち望む留学生らへの渡韓差し入れ費用に充当させて頂きます。その詳しい報告については追って本通信紙上に順次掲載させて頂く予定です。

どうもありがとうございました。

（4・30バザー実行委員会）

バザー寸景 あ☆ら☆か☆る☆と

▽げに恐ろしきは女教師なり
——「焼肉弁当（四五〇円）」をめぐって——
買い手：五〇円、半パだからもうエエやろ。
売り手：オヌシ、救援を何と思っているのだ！
【※、両方とも小学校女教師。生徒が可哀相】

▽商売でもするか
——開会と同時に、缶詰セット七点を買い漁った人にインタビュー——
記者：どちらの方ですか。
客：前のマンションに住んでいる者や。
記者：そんなに沢山どうして。
客：アハハ、商売でもするか。
【※？？？】

▽彼女に怒られる…？
——会員のA君は彼女が作ったアートフラワーがさっぱり売れず、個別アタック——
A：オイ！これを買わんと窓から突き落とすぞ！
知人：！！買えばエエやろ。
【※本官ハ商法第五〇一条ノ規定ニ依リ、右ノ行為ヲ通常ノ商行為ト認定スルモノデアル】

▽儲けがすくない
——大音氏（11・22事務局）が、岸田氏（バザー実行委の代表格）にボヤク——
大音：売り上げの割には儲けが少ないなァ。
岸田：そういえば運営のことばかり気を取られて、儲けのことは忘れとった。
【※呆れ果てて、一同唖然】

5・25立命館大 救援の集い

去る五月二十五日午後、京都・立命館大学にて、在日韓国人政治犯支援のスライド・コンサート集会が持たれた。

この集会は、「柳英数氏を救う立命館大学の会」と「在日同胞学生映画製作実行委員会」の共催で取り組まれ、新入生を中心に約二百人が参加した。

集会では「康宗憲君を救う会」製作のスライド上映の後、三上寛、高田渡、小林隆二郎さんらのフォーク・コンサートが行なわれ、昨年に引き続き政治犯支援の渦を学内に巻き起こすことに成功した。

ソウル・報告

〝面会また適わず〟

白玉光氏を救う大阪の会

五月二日より「白玉光氏を救う大阪の会」のメンバー二名が、彼と面会してオモニの死を伝えるために渡韓した。

彼の近況は、獄中にあっても仲々意気盛んで、歴史の勉強をするなど、知的、精神的な面でも充実した生活を送っているようであった。また、オモニの健康を気遣っているとのことであった。これらのことは面会が実現して分ったのではなく、いずれも周辺の人々の話を総合したものなのだが、ともかく心身とも健康であることは間違いないようだ。面会要求は拘置所の所長の居る建物へ直接交渉に行ったが、その受付で居合わせた日本語のできるおばあさんに諭されて、止むなく帰って来た。他の収容者への差入れは、死刑確定の人はすんなり入ったが、そうでない人はすでに他の拘置所に移送されて居なかった。

今回は、短い期間しかとれないこともあってソウルしか回れず十分な成果があったとはいえないが、それでも日本の各社の特派員とも会い、事件の印象を濃くしておくことや、白玉光自身の身のまわりのことをみてくれている人に会っていろいろ話をした。特派員の内では、概して事件の被害者たちについて同情的であるが、事件そのものが年月を経て、ニュースの材料にするのに苦心するということであった。特派員といえば、毎日新聞の空白は、何とも打撃になった。

今回の韓国行きで、思わぬひろいものをしたのは、五月三日のお釈迦様の誕生記念日と五月五日の子供の日に居合わせたことである。釈迦の日のソウルの街を行進する仏教徒のパレードは延々と続き、私はその気魄を若々しい国のものと感じたが、一緒に行った友人は何やらファッショ的なものを感じると言った。子供の日には、これは大人の発想で、装飾したトラックの上に、様ざまの扮装をした子供を乗せての市内パレードがあり、その後を各校から動員されたらしい小学生と、かれらを必死に引率する教師がついて行く。見ていてあまり愉快なものではなかった。

今度の渡韓は連休を利用し、韓国でも丁度連休となっていたため、面会要求が一度しかできず、会えずに帰った。オモニの死も領事館＝民団のいやがらせにより家族にパスポートがおりない以上、我われ日本人の友人が行って伝えるしか今のところ考えがつかない。幸い、大阪大学時代の山田信夫教授が、両国の外交レベルで正式な条件が整えば行こうということなので、今はそれに期待するところ大である。

少し前に比べても、ソウルの物価は、ほぼ倍になっており、拘置所の中とてこれは例外であるはずはないから、各被告とも、よほど頻繁に差入れをしていかないと、かなり獄中生活で不自由さを強いられることと思う。

六月初旬には東京の白玉光の会から、渡韓予定が出ているので、各地に分散した他の受刑者にも差入れができると思う。白玉光自身も手紙に書いているが、かえって見ず知らずの日本人からの差入れがよほど心を強くするらしく、兄への手紙にくれぐれもよろしく謝意を伝えてくれ、とある。

白玉光自身のみではなく、我われ自身も、孤独な闘いではないと思う一瞬である。やがて、直接の面会を勝ち取った時、世界中の人びとが白玉光にどれほど思いをかけているかを、思う存分に語ってみたいというのが現在の我われの願いである。

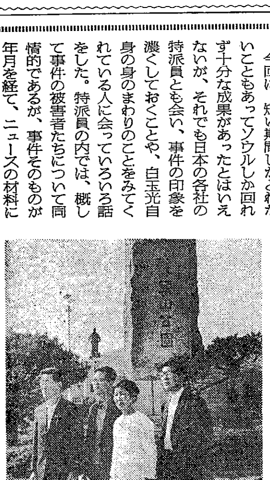
（写真右端は白玉光氏、その横はオモニの故金小福南さん）

30回・京都定例デモ
都大路を練り歩く

一九七七年一月十六日。「11・22救援京都連絡会」主催の約九〇人のデモ隊が、五〇時間のハンスト明けの三人の仲間を先頭に、四条河原町通りに、シュプレヒコールを響かせていた。折からの風雪をついてのこのデモ行動は、その後二年半、三〇回を数える定例デモの記念すべき幕明けであった。

実は、「11・22通信」編集部から指摘されるまで、「三〇回」という数字には全く無頓着であった。いい意味の解釈をすれば、それだけこのデモが、われわれの身体の一部のようなものとして定着していたのかも知れない。

しかし、そのような好意的な見方は誰も容認してくれないだろう。いまわれわれは、この「三〇回」に対して、限りなく自らの無力さと不甲斐なさを感じるものである。一体に、二年半、三〇カ月の永きに亘ってお前達は何を為しえたというのか！誰を救い出したというのか！

自らに問いかけるまでもなく、その答えは残響のようにわれわれの胸の中で共鳴し、ひとりひとりの心の襞に深く突き刺さっている。

「11・22事件」発表後、京都の地では、金哲顕、金五子、姜鍾健、李元二の四氏の救援会が誕生した。

裁判傍聴や差し入れ、これに定期情宣や集会、等の諸活動を共同して遂行するため、この四個別救援会は一つの輪のもとに結集した。「11・22救援京都連絡会」である。金哲顕、金五子の両氏が、死刑から無期になったということもあって、われわれは、当時よく好んで、〃無期救援〃という言葉を使った。文字通り、われわれの全存在を賭け、獄中の友人に肉迫し、彼らの肉体をこの京都の地に連れ戻すことを意味していた。

月一回の定例デモは、このようなわれわれの救援への一図な熱い念いを顕現させるため、必然的に企画された。

デモコースを、京都で最も人通りの多い四条河原町に選んだのは最少のエネルギーで、最大限の効果を狙ったからだ。

皮肉な話だが、その初期の思惑はいまだに生きている。この京都の地では、今日に至るまで目を瞠るほどの強力な救援運動を展開しえていない。最近では、一カ月に一回のこの定例デモが、辛じて〃救援〃を声高に叫ぶ唯一の機会となってしまっているからだ。

三〇～五〇人が参加していたデモも、回を重ねるごとにジリ貧の様相を呈し、ここ数回は一桁台が続いているのが偽らざる現況だ。

6月17日、30回目の京都定例デモ

しかし、日曜の午後、あの数万人の群衆がたむろする河原町通りを、堂々と一車線を占拠したわずか七、八人のデモ隊が進むさまは、奇妙な景観というよりは、それなりの存在価値を持つのではと思う。

「三〇回」を誇るつもりは毛頭ないが、この回数に織り込められた無数の人々の〃救援〃への期待は、いまも脈々といきづいている。

ある時、歩道の柵を越えて、飛び入り参加してくれた人があった。また、「頑張れよ」と無雑作に一万円札を押しつけてくる人もいた。

そんな時、われわれはこのような声が絶えてなくならぬ限り、この京都の地の救援運動を風化させてはならない決意を新たにする。

連絡会発足の頃、学生だった者はあらかた卒業し、各々職場の中で繁忙をきわめながらも運動への関りを忘れていない。

特筆すべきほほえましい挿話を紹介する。それは会員で、三組のカップルが誕生したことだ。

その中の一組に出来た子供は、ヨチヨチ歩きだが、デモには欠かさず参加する常連（？）の一人となっている。この若きホープの誕生で、いまさらながら〃無期救援〃の言葉の重さを噛みしめる今日此の頃である。

七一年の「徐兄弟事件」以来、京都には在日韓国人政治犯と呼ばれる人々が八人もいる。勿論、誰一人として釈放されていない。

彼らを救援する一つの手懸りとして、われわれはこの「定例デモ」を今後も継続して行く決意を表明したい。河原町通りから、このささやかな取るに足らないデモが消える時、それは全ての政治犯が釈放される時だけである。

炎天下、小さなデモが今日も河原町通りを進んでいる。

「友人を救え！」――。

このシュプレヒコールが、はるか玄海灘を越え獄中の友の耳にまで達すること切に願わずにはいられない。（11・22救援京都連絡会＝D・K）

京都では、毎月第三日曜日の午後六時から定例デモを行っている。四条河原町高島屋前から三条大橋下まで約三〇分間。誰でも参加できるので、ぜひ！（注）、七月度は七月十五日（日）の予定。（編集部）

救援

在日韓国人「政治犯」救援に
“国際人権規約”の活用を！

去る六月六日、第八十七回通常国会に於て、かねてからの懸案であった「国際人権規約」（以下「規約」という）が全会一致で批准・承認された。

「規約」は、A規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）、B規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）及びB規約の「選択議定書」の三条約から構成され、「世界人権宣言」のように〃絵にかいた餅〃ではなく、法的義務を備えた画期的な国際条約である。

在日韓国人「政治犯」救援に規約活用を

人権の国際的保護を目的とするこの「規約」には、在日韓国人「政治犯」の人権救済を迫る対政府交渉時にも応用しうる条項が少なくない。「規約」の有効的利用は、対政府交渉の今後の推移と進捗に重大な関連性を持つものと思われる。

本稿はそのポイントをいくつか指摘するとともに、救援会・各界に「規約」をめぐる広範な論議が起こる契機となることを期待するものである。

内外人平等の原則を唱う

具体的にその内容を見てみよう。まず、この規約には、「内外人平等の原則」が貫かれ、規約上の権利は《すべての者（every one persons等）》に保障されると定められている。これはB規約二十五条「公務への参加」のみ、《すべての市民（every citizen）》と好対照の表現がされていることからもうかがわれる。

また、B規約二十六条にも、《すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁じ―（中略）―いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。》とある。このことから、在日韓国人「政治犯」の劣悪な現状に対して、日本政府が「人権擁護」のため可及的速やかに適切な措置を講じなければならないのは言うまでもない。

国籍条項で差別してはならない

ここで問題となるのは、政府・外務省が、これまで同じ「政治犯」であっても、日本人・帰化日本人と在日韓国人とを明確に区別していることだ。

例えば、七四年の「早川・太刀川事件」の両氏に関して、現地大使館は、面会斡旋、弁護人選任、公判傍聴など、積極的に行動した。帰化三邦人（伊東、沢本、夏谷の三氏）に対しても、早川・太刀川両氏ほどではないが、日本大使館の書記官が、差入れを継続的に行っていたことが確認されている。

これに反して、在日韓国人「政治犯」に対しては、せいぜい口答で韓国政府に申し入れる程度で、人道的な薬品の差し入れさえもサボタージュしている。

規約の普及を！

その対応が極めて消極的であるのは、「規約」の各条項に著しく背馳している。

再入国は速やかに認められるべきだ

また、日本入国に際しても、前記の日本人五氏は、二十四時間以内に認められたが、昨年の金達男、金棨作両氏は、「入国査証」を申請して二、三ヵ月でようやく許可されている。このようなことは当然改められねばならない。

これに関しては、B規約十二条四項に、《何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない。》とあることも考慮する必要がある。

この条項にいう《自国》は、原案では《国籍国》とされていたが、〃国籍保有者だけでなく、もう一歩進めて、当該国内の永久定住者をも含む〃との意味で、《自国》にとって代えられたという経緯を斟酌すれば、なお更、早急かつ無条件に入国が認められねばならない。

政府サイドの「帰化すれば…（何とかしてやる）」などという安易な発言は、今後決して容認してはならない。

許氏の再入国実現に規約適用を！

現在、救援会が直面している課題で、早急な解決を迫られているのは、許景朝氏の入国問題であろう。

許氏は、韓国の裁判所で無罪判決を獲ち取ったが、当局からパスポート発給を意識的に遅延されている。

これには、B規約二十三条一項《家族（家庭）は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する》を利用できないだろうか。社会の自然かつ基礎的な家族の構成を、不当な事由で欠いているのだから、その回復には国による保護が当然必要となってくる。

加えて、許氏の場合、「無罪判決」ということから、入管令二十六条三項『再入国許可は、一年以内に再入国しなければ、その効力を失う』について、法務省高官も、「（無罪なら）天変地異のようなやむをえない事情」と不可抗力を認め、事実上この条項の適用対象から除外されることを明言している。

しかしながら、許氏は、ソウルの日本大使館に出向いたところ、「何もできない」と相手にされなかったそうだ。

そこで一つの提案をしてみたい。B規約二十三条、二十六条等に基づいて、日本政府・外務省に対し「許氏の入国を実現しうるため、あらゆる努力を尽くすよう」求める訴訟を提起してはどうだろうか。B規約二条三項（b、c）は、国内司法上の救済措置を可能としているからだ。

また、提訴の際、執行には具体性を持たせるべきであろう。例えば、「韓国政府の旅券交付に先立ち入国を許可せよ」等。

人権規約の普及と研究に努力を！

最後に、「規約」は批准されたばかりだが、在日韓国人「政治犯」をめぐり、その内容の実態的研究が更に進展することを希みたい。

また、「規約」の今日的意義は、一部の法曹人や団体を除いて、未だ一般に普遍化されてはいない。

さらに留意すべきことは、B規約に定められた人権を侵害された場合、国連人権委員会への救済申立てを可能としている「選択議定書」を、日本政府はは調印さえしていないことだ。

併せて今後の課題として残されている。（H・H）

パンフ紹介

このパンフは、死刑判決を受けた白玉光氏救援の記録である。「容疑内容の概略」などにより〃事件〃の虚構性が余すところなく示されているほか、友人や知人の語る彼のプロフィールは彼の人となりを具体的な実像として浮き彫りにしてくれる。

また、獄中から家族に宛てた手紙からは、彼の誠実なひたむきさや優しさが読む者の胸を打つ。

ところで、彼は一体どのような生き方を選びとろうとしたのか？そして、私たちは、それをどのように受けとめなければならないのか？

このパンフは、その問いに一つの手懸りを与えてくれるであろう。

B５判、102P￥500申し込みは、大阪府守口市竜田通１の39、水谷俊平、「白玉光氏を救う大阪の会」

「11・22事件」4周年
世界統一デー企画

「11・22救援会」では、来る十一月の〃11・22事件四周年〃に向けて、「全世界統一行動デー」（仮称）を設け、留学生らの即時釈放の一大キャンペーン行動を展開する予定である。

具体的な内容は未だ煮詰っていないが、十一月二十二日前後に日本を含む数十カ国の主要都市の韓国大使館、領事館へ、「死刑阻止」や「即時釈放」を求める抗議行動を一斉に起こそう、というもの。

現在、そのための〃訴え〃の文書作製が進行中で、完成次第、世界各地に発送される。

「11・22救援会」では、この国際キャンペーンを成功させるため、海外の運動グループや市民団体、それに人権問題に関心のある個人の住所を事務局まで連絡してほしい、といっている。

〝柳兄弟事件報告〟
B５判、１６P、￥２００
和歌山市小松原通３の１
教育会館内、地区労気付
「柳兄弟を救援する和歌山の会」

《投稿》
西村関一

先日徐兄弟を救う会、家族やみなさんに熱望され、無理をして中之島中央公会堂に参りました。皆さんに会えるのを楽しみにしながら、疲れて足を引きずって参りました。

何とか同じような会が一つになって力を合はしたら、よい効果があるのではないかと思いました。御健勝を祈ります。

私の肉体は少し弱っています。しかし、私の魂は衰えません。まだビザはくれませんが、必ず徐俊植君に再会のため韓国へ参ります。（六月三日）

救援会短信

◎暑い夏がまたやって来ました。獄中の友人らにとっても練獄の痛苦をなめる季節が来るのです。われわれの力が足りぬゆえ、未だに彼らを救出しえず、その苦から解放できえないでいるのは痛恨の心地です。

◎一面〃断鎖〃に紹介された「台湾の政治犯を救う会」の住所は、東京都千代田区外神田二―一―一二、東進ビル三五号室、です。資料、等をご請求の方は同会へ連絡して下さい。

◎今回の通信は、夏期の学習会等を踏まえて、救援のための諸課題の特集号のような形になりました。そのため、留学生らの個々の状況を報告する記事が殆どボツになり申し訳ありません。しかし、これからは夏期休暇で渡韓する人が多くなるので、来号ではそれらの特集を組むつもりです。ご期待下さい。

◎ついでに「カンパ」のお願いもさせて下さい。約半月ほどこの通信が遅れたのも、金繰りが旨く行かなかったのが原因です。経済的事由で救援が立ち遅れるのは、われわれとしても納得できません。夏期一時金カンパをぜひお願いします。

◎この「11・22通信」の購読を皆さんの友人・知人にすすめて下さい。年六回ですが、その他に速報やチラシ、資料等を発送します。費用は一年間二千円です。